

平成 26 年度鳥取県計画に関する 事後評価

令和 3 年 1 1 月
鳥取県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

<p><input checked="" type="checkbox"/> 行った (実施状況)</p> <p>○26年度実施事業</p> <ul style="list-style-type: none">・平成27年10月27日 鳥取県地域医療対策協議会・平成27年10月29日 鳥取県医療審議会 <p>○27年度実施事業</p> <ul style="list-style-type: none">・平成28年11月21日 鳥取県地域医療対策協議会・平成28年11月22日 鳥取県医療審議会 <p>○28年度実施事業</p> <ul style="list-style-type: none">・平成30年3月14日 鳥取県地域医療対策協議会において議論・平成30年3月23日 鳥取県医療審議会において議論 <p>○平成29年度実施</p> <ul style="list-style-type: none">・平成30年12月11日 鳥取県地域医療対策協議会において議論・平成30年12月14日 鳥取県医療審議会において議論 <p>○平成30年度実施</p> <ul style="list-style-type: none">・令和元年12月9日 鳥取県地域医療対策協議会において議論・令和元年12月20日 鳥取県医療審議会において議論 <p>○令和元年度実施</p> <ul style="list-style-type: none">・令和2年12月4日 鳥取県地域医療対策協議会において議論・令和2年12月9日 鳥取県医療審議会において議論 <p><input checked="" type="checkbox"/> 行わなかった (令和2年度)</p> <p>令和2年度の事後評価については、令和3年12月開催予定の鳥取県医療審議会及び鳥取県地域医療対策協議会で議論する予定。</p>

(2) 審議会等で指摘された主な内容

<p>・特に指摘なし</p>

2. 目標の達成状況

平成26年度鳥取県計画に規定する目標を再掲し、令和2年度終了時における目標の達成状況について記載。

■鳥取県全体

① 鳥取県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

鳥取県においては、以下に記載する医療介護総合確保区域の課題を解決し、医療や介護が必要な者が、地域において安心して生活できるようにすることを目標とする。

○医療機関の役割分担と連携

○在宅医療・介護の確保

(令和元年計画)

・訪問診療の実施件数 H26 : 5,510 件 → R2 : 6,006 件

※H26 の実施件数は医療施設調査 (H26 年 9 月実績) に基づく。

(令和2年計画)

・訪問診療実施件数 : 5,814 件 (H29) → 6,006 件 (R2)

※H29 の実施件数は医療施設 (静態) 調査 (H29 年 9 月実績) に基づく

○医療従事者の確保と資質の向上

・病院勤務医師数 H26 : 1,088 人 → H30 : 1,130 人

・病院勤務看護師数 H26 : 5,337 人 → H30 : 5,897 人

(令和元年計画)

・新人看護職員の離職率の低下 : 4.7% (H30) → 4.3% (R1)

・県内就業看護職員数 9,954 人 (H30) → 10,091 人 (R2)

(令和2年計画)

・看護職員の離職率の低下 : 7.5% (R1) → 7.0% (R2)

□鳥取県全体 (達成状況)

1) 目標の達成状況

○鳥取県内の医療情報ネットワークシステム「おしどりネット」の参加医療機関が18機関増加した。

11機関 (25年度) → 16機関 (26年度) → 29機関 (27年度)

○在宅医療推進のための看護師育成支援事業連絡協議会を立ち上げ、在宅医療を担う関係機関の連携強化を進めるとともに、訪問看護師を養成するための教育コースを27年度から実施するための体制を整えた。(26年度)

○鳥取県医療勤務環境改善支援センターを鳥取県医師会に設置し、県内の医療機関の勤務環境の状況を把握し、改善に結びつける体制が整った。(26年度)

- 病院勤務医師数が1,088人から1,116人に増加した。
1,088人 (H26) →1,114人 (H27) →1,116人 (H28)
- 医療の質の向上、医療従事者の負担軽減のため、電子カルテシステムの更新・導入等による医療従事者間の情報共有化を図る体制づくりを進めた。
(26年度から29年度)
- 訪問看護ステーションの維持及び体制強化のため、事業所に訪問看護師の待機手当を補助することにより、訪問看護師の処遇改善を図った。(26年度から28年度)
(支援した訪問看護ステーション数)
8事業所 (26年度) →20事業所 (27年度) →26事業所 (28年度)

2) 見解

地域における医療情報ネットワークシステムの構築、在宅医療推進のための体制

整備、医療従事者の勤務環境改善のための仕組みづくり等が一定程度進んだ。

3) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

(平成30年度実施状況)

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・訪問診療の実施件数が5,510件 (H26) より304件増加し、5,814件 (H29) となった。

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・病院勤務医師数：1,137人 (H29) →1,142人 (H30年度)
- ・病院勤務看護職員数：5,534人 (H29) →5,595人 (H30年度)
- ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数 47名 (H29) →46名 (H30)
- ・分娩1000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数
20.0 (H29) →20.8 (H30)
- ・分娩を取り扱う産科医療機関数の維持 21施設 (H29) →21施設 (H30)
- ・新卒者の離職率は、4.8% (H28年度) から0.1%減少し、4.7% (H30年度) となった。

2) 見解

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 「訪問診療の実施件数」については、5,510件 (H26) →5,814件 (H29) と増加しており、H32の目標値 (6,006件) に向け順調に推移しており、目標達成の見込みである。

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 「病院勤務医師数」については、既存医師数の減少より医師数が伸び悩んだことから目標には到達しなかったが、奨学生の県内定着が図れたことなどにより一定数増加している。県内医師の年代別推移では、60代以上の医師数が増加傾向にあることから、離職等により既存医師が減少したと考えられる。
- 「病院勤務看護職員数」については、在宅医療提供体制の整備等将来の医療需要を見越した体制整備、人員確保等が始まっており、病院における看護職員需要数の伸びが緩やかになってきた。病院の需要数、看護職員確保計画に応じた目標値の見直しが必要と考えられる。
- 「手当支給施設の産科・産婦人科医師数」については、手当支給施設が減少（H29：13→H30：12）したことに伴い医師数も減少したため、目標に到達できなかった。
- 「分娩1000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数」については、20.8で、目標（21.0）には到達しなかったが、概ね目標どおり増加している。
- 「分娩を取り扱う産科医療機関数」については、施設数（21施設）を維持（21施設）できており、目標を達成した。
- 「新人看護職員の離職率の低下」については、目標には到達できなかったが、基準値（4.8%）より離職率が低下している。鳥取県の新卒看護職員の離職率は全国平均7.5%（H29）と比べてもかなり低い水準である。主な離職理由として、「健康」31%、「進学・他分野への転向」19%、「結婚・転居」19%など本人に起因するものとなっており、一定数の離職はやむを得ないと考えられる。

3) 改善の方向性

④ 医療従事者の確保に関する目標

医療従事者の確保・育成に向けた取り組みを継続することで、着実に医療従事者の確保・定着を推進していく。

- 「病院勤務医師数」については、若手医師確保の取り組みとして、平成30年度から開始した、高校生、医学生及び研修生対象に、県内医療情報・勤務情報等を提供する「ドクターNavi」や、奨学生に対して高学年時から繰り返し地域医療への貢献に対する理解について個別面談による意識付けを行うことで、病院勤務医師数の増加を図る。また、既存医師数の将来推計を加味することにより、当該事業の効果検証がより効果的に行えるよう目標値の見直しを行っていく。
- 「病院勤務看護職員数」については、病院における看護職員の需要と目標値との間に乖離が生じていることから、病院の令和元年度に策定予定の看護職員需給推計に基づき、目標値について実態に即した見直しを行っていく。
- 「手当支給施設の産科・産婦人科医師数」・「分娩1000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数」については、該当医療機関に制度周知を図り、多くの施設に産科医等の医師の処遇改善に活用いただくことで、目標達成を図る。

- 「新人看護職員の離職率の低下」については、受入施設を増やすことにより、小規模施設からの受講者の増加を図り、より多くの新人が研修を受講できるようにしていくことで目標の達成を図る。また、一定数の離職が発生することはやむを得ず、年度により若干のバラツキがあるなど、離職率の低下には一定の限界があるため、目標の見直しを検討していく。

4) 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

(令和元年度実施状況)

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療の実施件数が5,510件 (H26) より304件増加し、5,814件 (H29) となった。(医療施設(静態)調査は3年に1回の調査のため令和元年の実績は算出できない。)

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・ 新卒者の離職率は、4.7% (H29年度) から1.0%上昇し、5.7% (R1年度) となった。
- ・ 県内就業看護職員数 9,954人 (H30)
(隔年調査のため、R1年度の数値は算出できない)

2) 見解

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 「訪問診療の実施件数」については、5,510件 (H26) →5,814件 (H29) と増加しており、R2の目標値 (6,006件) に向け順調に推移しており、目標達成の見込みである。

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 「新人看護職員の離職率の低下」については、目標には到達できなかったが、鳥取県の新卒看護職員の離職率は全国平均7.5% (H29) と比較しても低い水準である。主な離職理由として、「健康」50%と本人に起因するものとなっており、一定数の離職はやむを得ないと考えられる。

3) 改善の方向性

④ 医療従事者の確保に関する目標

医療従事者の確保・育成に向けた取り組みを継続することで、着実に医療従事者の確保・定着を推進していく。

- 「新人看護職員の離職率の低下」については、受入施設を増やすことにより、小規

模施設からの受講者の増加を図り、より多くの新人が研修を受講できるようにしていくことで目標の達成を図る。また、一定数の離職が発生することはやむを得ず、年度により若干のバラツキがあるなど、離職率の低下には一定の限界があるため、目標の見直しを検討していく。

4) 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

(令和2年度実施状況)

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

・訪問診療実施件数：5,814件（H29）→ 5,814件（H29）

※令和2年の調査結果が未公表のため算出できない。

（参考）

・在宅療養支援診療所・病院数：86か所（R1）→ 87か所（R2）

④ 医療従事者の確保に関する目標

・看護職員の離職率の低下：7.5%（R1）→ 7.4%（R2）

2) 見解

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 「訪問診療の実施件数」については、調査結果が未公表のため比較できないが、在宅療養支援診療所・病院数（86か所（R1）→87か所（R2））等が増加するなど、在宅医療に関する医療体制の充実に対して一定の効果が認められる。

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 「新人看護職員の離職率の低下」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、研修会への参加者は36名に留まったため目標には到達できなかったが、鳥取県の新卒看護職員の離職率は全国平均11.5%（R2）と比較しても低い水準であり、一定の効果がみられる。

3) 改善の方向性

④ 医療従事者の確保に関する目標

医療従事者の確保・育成に向けた取り組みを継続することで、着実に医療従事者の確保・定着を推進していく。

- 「新人看護職員の離職率の低下」については、新人以外にも参加者の幅を持たせることで、より多くの対象者に研修の機会を提供することにより受講者の増加を図り、目標の達成を図る。

4) 目標の継続状況

- 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■県東部（目標と計画期間）

① 県東部の医療と介護の総合的な確保に関する目標

県東部では、以下に記載する課題が存在しており、これらの課題の解決に向けて精力的に取り組む。

- 医療機関の役割分担と連携
- 在宅医療・介護の確保

② 計画期間

平成26年度～令和2年度

□県東部（達成状況）

1) 目標の達成状況

県東部の達成状況は、県全体に準じる。

2) 目標の継続状況

- 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■県中部（目標と計画期間）

① 県中部の医療と介護の総合的な確保に関する目標

県中部では、以下に記載する課題が存在しており、これらの課題の解決に向けて精力的に取り組む。

- 医療機関の役割分担と連携
- 在宅医療・介護の確保

② 計画期間

平成26年度～令和2年度

□県中部（達成状況）

1) 目標の達成状況

県中部の達成状況は、県全体に準じる。

2) 目標の継続状況

- 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■県西部（目標と計画期間）

① 県西部の医療と介護の総合的な確保に関する目標

県西部では、以下に記載する課題が存在しており、これらの課題の解決に向けて精力的に取り組む。

- 医療機関の役割分担と連携
- 在宅医療・介護の確保

② 計画期間

平成26年度～令和2年度

□県西部（達成状況）

1) 目標の達成状況

県西部の達成状況は、県全体に準じる。

2) 目標の継続状況

- 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【1】医療情報ネットワーク整備事業	【総事業費】 183,902 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	鳥取県内の医療情報ネットワークシステム「おしどりネット」の参加医療機関の拡充（11機関を16機関へ拡充）	
事業の達成状況	「おしどりネット」の参加医療機関が18機関増加。 （11機関（平成25年度末）→29機関（平成27年度末））	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 ネットワークシステムへの参加機関が増加することにより、患者情報の一元管理体制が強化され、病院間での診療連携の促進につながるものと考えられる。</p> <p>（2）事業の効率性 患者情報の一元管理体制が強化されることにより、各病院間の情報共有が円滑に行われるようになり、診療連携の効率化につながったものとする。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【2】訪問看護等在宅医療推進ネットワーク基盤整備事業	【総事業費】 6,372 千円
事業の対象となる区域	県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	モバイル端末を活用した地域医療連携システムの構築（県西部区域に1箇所）	
事業の達成状況	平成26年度において、地域医療連携システムの構築ためシステム開発業者へ発注を行い、平成27年度に完成、運用開始した。	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 システムが導入されると、患者及び利用者の情報を多職種でタイムリーに共有できるようになり、在宅医療の推進につながるものと考えられる。</p> <p>（2）事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【3】精神科医療機関機能分化推進事業	【総事業費】 120,000 千円
事業の対象となる区域	県中部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	県中部区域における社会復帰リハ病棟等の整備、精神科救急の外来医療センターの整備による精神科の患者の地域移行の促進	
事業の達成状況	補助制度を活用する予定であった当初の事業者が事業を取り止めたため平成26年度においては未実施であったが、別事業者が事業実施したことにより、平成27年度に精神科救急外来医療センターの整備・充実が図られた。	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 — (2) 事業の効率性 —	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【4】地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業	【総事業費】 8,580 千円
事業の対象となる区域	県東部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	県東部区域及び県西部区域における地域医療支援病院、がん診療連携拠点病院等のがん患者の歯科診療の充実	
事業の達成状況	(26年度) 歯科診療ユニット等の整備数：2病院 (27年度) -	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 歯科診療に必要な機器の整備により、がん患者に対する歯科の診療機能の強化につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【5】急性期医療充実設備整備事業	【総事業費】 10,572 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	医療機器の充実による急性期医療機能の強化（各区域1箇所ずつ）	
事業の達成状況	（26年度） ○外科用X線TVシステムの整備：1病院 ○患者監視装置の整備：1病院	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 急性期病院の医療機器整備が進んだことにより、県内の急性期医療機能の強化につながった。</p> <p>（2）事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【6】病床の機能分化・連携推進基盤整備事業	【総事業費】 282,020 千円
事業の対象となる区域	県東部、県西部	
事業の期間	平成26年12月15日～平成29年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	病床転換及びそれに伴う施設・設備整備による医療機能の分化・連携の推進（県内3箇所）	
事業の達成状況	<p>（平成26年度～平成27年度）</p> <p>○慢性期病床への転換（38床）に伴う電動ベッド等の整備：1病院</p> <p>○回復期病床への転換（42床）に伴うリハビリ器具の整備：1病院（平成27年度）</p> <p>○地域包括ケア病床への転換（18床）に伴う電動ベッド等の整備：1病院（平成28年度）</p> <p>○慢性期病床への転換（23床）に伴う改築：1病院</p>	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 回復期及び慢性期病床の整備に必要な支援を行ったことにより、急性期から回復期への病床転換の促進につながった。</p> <p>（2）事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業 (1) 在宅医療を支える体制整備 等	
事業名	【7】在宅医療連携拠点事業	【総事業費】 9,317 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	地区医師会（各区域1箇所ずつ）、医療機関（県内1箇所）、市町村（県内1箇所）が主体となった在宅医療の連携拠点の整備	
事業の達成状況	(26年度) ・在宅医療の連携拠点を整備：2箇所 ・在宅医療に関する協議会・講演会等の開催：6回 ・地域連携パス策定に関する協議会等の開催：5回 ・在宅医療に係る貸出用機器整備：1箇所 (27年度)－	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 在宅医療、地域連携パス策定等に関する協議会等の開催により、医療と介護に携わる人材の連携が促進され、在宅医療従事者間の連携が促進した。 (2) 事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業 (1) 在宅医療を支える体制整備 等	
事業名	【8】 新任訪問看護師同行訪問事業	【総事業費】 900 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年7月1日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	養成する新任訪問看護師：延50人	
事業の達成状況	(26年度) ○訪問看護師の新規雇用：3人(常勤)増加 ○同行訪問による新任訪問看護師への指導：3人 (27年度)－	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 新任訪問看護師の同行訪問指導により、訪問看護師の育成・定着につながった。 また、週24時間以上勤務する訪問看護師を新たに雇用し増員が図られることにより、地域への訪問看護サービス提供体制が強化された。</p> <p>(2) 事業の効率性 公益社団法人鳥取県看護協会を通じた間接補助により、訪問看護ステーションへの周知、働きかけなども含め、効率的な執行ができたと考える。</p>	
その他	訪問看護は、高齢者等の在宅生活を支える欠かせないサービスであり、同事業により訪問看護師の増員がさらに図られるよう、翌年度の事業の実施にあたっては、年度当初から支援を行うこととする。	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業 (1) 在宅医療を支える体制整備 等	
事業名	【9】訪問看護師養成研修参加支援事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	訪問看護師の研修派遣体制の整備 (県内1箇所)	
事業の達成状況	事業未実施 (26年度) - (27年度) -	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 - (2) 事業の効率性 -	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業 (1) 在宅医療を支える体制整備 等	
事業名	【10】在宅医療推進のための看護師養成支援事業	【総事業費】 9,258 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	看護師の訪問看護ステーションへの出向システムの構築	
事業の達成状況	<p>(平成26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療推進のための協議会を立ち上げ、関係機関との連携体制を構築した。 ○在宅医療や訪問看護への理解、関心を高めるため、ホームページ開設、関係機関に対する啓発活動を行うとともに、県民及び関係者に対する講演会を開催した。(参加者：130名程度) ○27年度から開設する教育コース(3コース)のプログラム内容の検討及びスタッフ確保等受入れ体制を整備した。 <p>(平成27年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育コース(3コース)が開始し、72名が受講した。 ○集合研修、個人課題、訪問看護ステーション実習等により、受講者の訪問看護に対する意識が高まった。 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>関係機関における在宅医療や訪問看護への理解、関心を深め、今後の在宅医療推進の連携強化に繋がった。</p> <p>教育コース開設により、若手看護師及び病院看護師における従来の急性期看護志向から、在宅医療・訪問看護の在宅志向への意識を高め、訪問看護師確保に繋がる体制の整備を図った。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業実施主体が看護教育を行う鳥取大学(保健学科)であり、企画・実施など教育のスキームが確立されており、質の高い人材育成を円滑に実施できる。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業 (1) 在宅医療を支える体制整備 等	
事業名	【11】認知症クリティカルパス推進事業	【総事業費】 3,212 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	認知症クリティカルパスの作成及びパスの運用体制の整備（県東部区域及び県中部区域に1箇所ずつ）	
事業の達成状況	<p>(平成26年度)</p> <p>○認知症クリティカルパス作成・改定委員会等の開催：2回</p> <p>○認知症クリティカルパス作成：東部医療圏</p> <p>(平成27年度)</p> <p>○認知症クリティカルパス作成・改定委員会等の開催：2回</p> <p>○認知症クリティカルパス作成：東部・中部医療圏</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>認知症クリティカルパスの作成等により、医療介護の連携がスムーズとなり、認知症ケア体制の充実強化につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業 (1) 在宅医療を支える体制整備 等	
事業名	【12】 重度障がい児者地域移行支援事業	【総事業費】 112,971 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障がい児者の医療型ショートステイ病床の確保（各区域で1床ずつ） ・ 重度障がい児者へのリハビリテーションの充実（各区域で1事業所ずつ） ・ 医療的ケアが必要な重度障がい児者の地域移行等のモデルの構築 	
事業の達成状況	<p>(平成26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重度障がい児者の医療型ショートステイ病床の確保数：3床（3医療機関） ○ 重度障がい児者へのリハビリテーションの充実：7事業所 ○ 医療的ケアが必要な重度障がい児者の地域移行等のモデルの構築：2医療機関 <p>(平成27年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重度障がい児者の医療型ショートステイ病床の確保数：3床（3医療機関） ○ 重度障がい児者へのリハビリテーションの充実：7事業所 ○ 医療的ケアが必要な重度障がい児者の地域移行等の事業継続：2 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>医療機関が重度障がい児者を受け入れるために年間を通して病床を確保することができ、ショートステイを行うことによって利用者及びその家族への安心感の提供、支援の充実を行うことができた。</p> <p>医療的ケアが必要な重度障がい児者の地域移行等のモデル事業では、生活介護事業所の職員が医療機関の理学療法士から直接リハビリ等の方法を教わるなど、地域移行等のモデルの構築が進んだ。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療型ショートステイに対応できるヘルパー事業所が県内では少ないため、確保した病床を有効に活用し、充実した施策が求められる。 ・ 生活介護事業所については、理学療法士等の指導内容に差があったため、体制を構築していく上でバランスを改善していくことが求められる。 	
その他	多くの対象者や事業所に参加していただくため周知が必要。	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業 (1) 在宅医療を支える体制整備 等	
事業名	【13】在宅医療推進事業	【総事業費】 191,375 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	訪問診療、訪問看護、リハビリテーション等に必要な施設・設備整備による在宅医療の充実 (平成30年計画) ・訪問診療の実施件数 5,510件 (H26) →6,006件 (H32) ※H26の実施件数は医療施設調査 (H26年9月実績) に基づく。 (令和元年計画) ・訪問診療の実施件数 5,510件 (H26) →6,006件 (R2) ※H26の実施件数は医療施設調査 (H26年9月実績) に基づく (令和2年計画) ・訪問診療の実施件数 5,814件 (H29) →6,006件 (R2) ※H29の実施件数は医療施設調査 (H29年9月実績) に基づく	
事業の達成状況	(平成26年度) ○車両整備：5台 ○訪問看護ステーション専用室の整備：1箇所 ○その他機器整備等：3箇所 (平成27年度) ○車両整備：15台 ○訪問看護ステーション専用室の整備：1箇所 ○その他機器整備等：11箇所 (平成28年度) ○通所リハビリテーションの整備：1箇所 ○薬局開設者への無菌調剤処理を可能とする機器の整備：7箇所 (平成30年度) ○訪問診療の実施件数 5,814件 (H29) ※医療施設調査 (H29年9月実績) ※H30実績は未発表 (令和元年度) ○訪問診療の実施件数 5,814件 (H29)	

	<p>※医療施設（静態）調査（H29年9月実績） ※3年に1回の調査のため令和元年の実績は算出できない。 （令和2年度）</p> <p>○訪問診療の実施件数 5,814件（H29） ※医療施設（静態）調査（H29年9月実績） ※令和2年度の医療施設（静態）調査は未公表。 （参考） ・在宅療養支援診療所・病院数：86か所（R1）→87か所（R2）</p>
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>（1）事業の有効性 訪問診療等に必要な車両その他機器整備の購入支援により、県内各事業所における在宅医療体制の充実につながった。</p> <p>（2）事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。 （令和元年度）</p> <p>（1）事業の有効性 訪問診療の実施件数は、基準値（H26）から304件増加しており、目標達成に向け着実に増加していることから、訪問診療等に必要な車両その他機器整備の購入支援により、県内各事業所における在宅医療体制の充実により一定の効果があったといえる。</p> <p>（2）事業の効率性 基準額の引き下げを行い、事業の費用対効果を高めた。 （令和2年度）</p> <p>（1）事業の有効性 訪問診療に必要な設備等を整備した事業者に対して支援を行ったことにより、県内事業者の在宅医療提供体制の充実が図られている。 指標については調査結果が未公表のため比較できないが、在宅療養支援診療所・病院数が増加するなど、在宅医療に関する医療体制の充実に対して一定の効果が認められる。</p> <p>（2）事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する補助金交付手続きを迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業 (1) 在宅医療を支える体制整備 等	
事業名	【14】中山間地訪問看護ステーションサテライト設置 支援事業	【総事業費】 6,696 千円
事業の対象 となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年7月1日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	中山間地域の訪問看護ステーションのサテライトの設置（各区域1箇所 ずつ）	
事業の達成 状況	(26年度) ○サテライト型訪問看護ステーションの設置：2か所増加（東部・中部） ○サテライト設置による看護師の負担軽減：利用者14人分 (27年度)－	
事業の有効 性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 サテライト型訪問看護ステーションを設置したことにより、特に高齢化の進展が著しい中山間地に訪問看護サービスを提供できるような体制の整備が整い始めた。</p> <p>(2) 事業の効率性 公益社団法人鳥取県看護協会を通じた間接補助により、訪問看護ステーションへの周知、働きかけなども含め、効率的な執行ができたと考える。</p>	
その他	平成27年4月から、サテライトで概ね本体事業所と同様のサービス提供が行えるようになったことから、翌年度の事業の実施にあたっては、さらに設置が進むよう看護協会とともに働きかけを行う。	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業 (2) 在宅医療（歯科）を推進するために必要な事業 等	
事業名	【15】在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業	【総事業費】 33,041 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	歯科医療機器等の貸出し機能を有する在宅歯科医療連携室の整備（各区域1箇所ずつ）	
事業の達成状況	<p>（平成26年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域歯科医療連携室の設置：4箇所 ○ホームページ開設：1箇所 ○地域歯科医療連携室運営のための歯科衛生士配置：3人 <p>（平成27年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域歯科医療連携室の設置：4箇所 ○地域歯科医療連携室運営のための歯科衛生士配置：4人 ○在宅歯科医療の推進に係る研修会・会議等の開催：9回 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>県内4箇所で地域歯科医療連携室が設置されたことで、各地域における在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会・相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する支援体制の充実につながった。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業 (2) 在宅医療（歯科）を推進するために必要な事業 等	
事業名	【16】在宅歯科診療設備整備事業	【総事業費】 5,529 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部	
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	在宅歯科医療の実施のために必要な医療機器等の充実（県内3箇所）	
事業の達成状況	(26年度) ○訪問歯科診療用機器整備：2箇所 ○訪問診療用車両整備：1箇所 (27年度)－	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 在宅歯科診療を実施する医療機関の訪問歯科診療に必要な車両、機器等の整備を支援することで、地域における在宅歯科診療の普及・体制強化につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業 (2) 在宅医療（歯科）を推進するために必要な事業 等	
事業名	【17】在宅歯科医療人材確保支援事業	【総事業費】 1,750 千円
事業の対象となる区域	県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	在宅歯科医療の多職種連携強化及び各専門職の資質向上（県西部区域）	
事業の達成状況	<p>（平成26年度）</p> <p>○在宅歯科医療講習会の開催：2回</p> <p>○講習会参加人数：186人</p> <p>（平成27年度）</p> <p>○在宅歯科医療講習会の開催：2回</p> <p>○講習会参加人数：91人</p>	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>在宅歯科診療を実施する医療機関の歯科医師、歯科衛生士等を対象とした講習会が2回開催され、各職種の連携強化及び資質向上につながった。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業 (3) 在宅医療（薬剤）を推進するために必要な事業 等	
事業名	【18】在宅医療（薬科）の研修充実に向けたシステム整備等事業	【総事業費】 5,936 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	鳥取県薬剤師会及び各区域の支部に接続するテレビ会議システムの更新整備による在宅医療の研修等の活性化	
事業の達成状況	(26年度) 県内3地区を拠点とするテレビ会議システムを整備し、在宅医療介護委員会等に活用した。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 訪問薬剤管理指導に取り組もうとする医療機関の在宅医療に関する知識の向上を目的とした研修体制を充実させるため、研修に必要な機器を整備したことで、今後の訪問調剤の普及につながっていくものと考ええる。</p> <p>(2) 事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (1) 医師の地域偏在対策のための事業 等	
事業名	【19】鳥取県地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 7,095 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	地域医療に従事する医師のキャリア形成（奨学金貸与者（195名）等が対象）	
事業の達成状況	<p>（平成26年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県医師確保奨学金貸与者への面談を実施し、臨床研修・勤務等に関する助言を行った。 ○鳥取県地域医療支援センターに専従職員（非常勤職員）を1名配置し、奨学金貸与医師のキャリア形成支援のために必要な領域別専門研修プログラムの情報収集・整理を行った。 ○指導医講習会を県内2会場で実施。県内の指導医養成を促進し、初期臨床研修指導体制の充実を図った。 <p>（平成27年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県医師確保奨学金貸与者への面談を実施し、臨床研修・勤務等に関する助言を行った。 ○鳥取県地域医療支援センターに専従職員（特命教授、非常勤職員）を各1名配置し、医師不足調査の実施、県医師確保奨学金貸与者データベースの作成、専門医の取得に必要な診療科別専門研修プログラムの立案への参画など活動を行った。 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>鳥取県（医療政策課内）と鳥取大学（医学部附属病院内）に設置された鳥取県地域医療支援センターを通じ、鳥取県医師確保奨学金貸与者等の支援が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>大学、自治体立病院、医師会、市町等の関係機関が参画する運営委員会において、業務内容及びキャリア形成支援等について検討することにより、効果的な事業の執行、適切な運営を見込むことが出来る。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (1) 医師の地域偏在対策のための事業 等	
事業名	【20】鳥取大学地域医療総合教育研修センター運営支援事業	【総事業費】 4,800 千円
事業の対象となる区域	県西部	
事業の期間	平成26年5月20日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	自治体立病院（日野病院組合日野病院）における実地による医学部生の教育の充実	
事業の達成状況	<p>(平成26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日野病院内に鳥取大学が設置した「地域医療総合教育研修センター」における医学生への実地教育に必要な施設・備品を整備。 ○当該センター配置教員（医師）が行う外来診療に係る看護師を配置。 <p>(平成27年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳥取大学所属医師が外来診療（総合診療）を行うことにより診療の充実が図られるとともに、大学の講義では補うことのできない地域医療の現場で学部教育を行うことにより、将来の地域医療を担う医学生の教育の充実が図られた。 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>将来の地域医療を担う人材の育成に加え、当該センター配置教員（医師）の配置により、地域住民（患者）の利便性向上と日野病院常勤医の負担軽減が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業実施主体は地域の中核病院であり、また、医学生への実地教育は鳥取大学（医学部医学科）のカリキュラムとして実施されるものであり、地域医療を担う人材の育成を円滑に実施できる。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (2) 診療科の偏在対策、医科・歯科連携のための事業 等	
事業名	【21】小児救急地域医師研修事業	【総事業費】 902千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年8月7日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	小児救急医療の研修の開催を通じた専門性の高い医療従事者の確保（各区域で各1回ずつ研修会を開催し、東部25名、中部40名、西部20名程度を対象。）	
事業の達成状況	<p>(平成26年度)</p> <p>○小児救急医療に関する研修会の開催：3回</p> <p>○研修会参加人数：東部39人、中部25人、西部38人</p> <p>(平成27年度)</p> <p>○小児救急医療に関する研修会の開催：3回</p> <p>○研修会参加人数：東部31人、中部30人、西部35人</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>小児救急医療に関する研修会が3回開催され、地域の小児救急医療体制の強化及び小児救急医療に携わる医師等の専門職の質の向上につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (3) 女性医療従事者支援のための事業 等	
事業名	【22】 歯科衛生士復職支援事業	【総事業費】 3,308 千円
事業の対象となる区域	県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	出産・育児等の理由で離職した未就業歯科衛生士の復職支援センターの整備（県西部区域）	
事業の達成状況	<p>(平成26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復職支援センターを設置：1箇所 ○歯科衛生士復職支援講習会開催：1回 ○講習会参加人数：9人 <p>(平成27年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復職支援センターを設置：1箇所 ○歯科衛生士復職支援講習会開催：2回 ○講習会参加人数：7人 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>復職を希望する未就業歯科衛生士等を対象とした講習会の開催により、復職に不安を抱える歯科衛生士等の技術面での支援及び相談体制の充実につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (4) 看護職員等の確保のための事業 等	
事業名	【23】新人看護職員の卒後臨床研修事業	【総事業費】 51,805 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	臨床研修等を通じた新人看護職員の早期離職の防止及び質の向上（研修対象者数：約250人）	
事業の達成状況	<p>(平成26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新人看護職員研修を実施：20医療機関（受講者数 計266名） ○ 新人看護職員受入研修を実施：2医療機関（受入者数 計9名） <p>(平成27年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新人看護職員研修を実施：18医療機関（受講者数 計273名） ○ 新人看護職員受入研修を実施：3医療機関（受入者数 計17名） 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>厚生労働省のガイドラインに沿った新人看護職員研修を実施することにより、看護の質の向上、新人看護職員の早期離職防止、更には新人看護職員の指導を担う中堅看護職員の負担軽減に非常に役立った。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>新人看護職員研修を自施設で完結することが困難な医療機関が新人看護職員受入研修を活用することで、効率的な研修実施に繋がっている。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (4) 看護職員等の確保のための事業 等	
事業名	【24】助産師資質向上支援事業	【総事業費】 8,490 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>研修会の開催を通じた新人助産師の実践能力向上 (平成30年計画)</p> <p>新人看護職員の離職率の低下 新卒者の離職率4.5%(H30年度) ※4.8%(H28年度) (令和元年計画)</p> <p>新人看護職員の離職率の低下 新卒者の離職率4.7%(H30年度) →4.3%(R1年度) (令和2年計画)</p> <p>○看護職員の離職率の低下:7.5%(R1) →7.0%(R2)</p>	
事業の達成状況	<p>(平成26年度)</p> <p>○新人助産師研修に必要な備品等の購入(胎児超音波教育ユニット、産科シミュレーター、テレメータアクト)</p> <p>○新人助産師教育担当者研修会への参加(開催日:H27.1.31、開催地:日本助産師会(東京都)、参加者:5名) (平成27年度)</p> <p>○新人助産師を対象とした新人助産師集合研修を3日間開催した。 (参加者:延50名)</p> <p>○加えて、新人フォローアップ研修会を1日開催し、実践力の向上を図った。(参加者:16名) (平成30年度)</p> <p>○新人看護職員の離職率の低下 新卒者の離職率4.7%(H30年度) ※4.8%(H28年度) (令和元年計画)</p> <p>○新人看護職員の離職率の低下 新卒者の離職率5.5%(R1) (令和2年計画)</p> <p>○看護職員の離職率の低下:7.5%(R1) →7.4%(R2)</p>	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 研修会に係る実習用備品の整備及び教育担当職員のスキルアップに	

より、新人助産師の資質及び実践力向上のための環境整備が進んだ。

(2) 事業の効率性

日頃より様々な研修を主催し、ノウハウの蓄積のある鳥取県看護協会が本研修を実施することにより、より効率的で質の高い研修を実施することが可能である。

(平成30年度)

(1) 事業の有効性

目標値は達成できなかったが、基準値(H28年度)より離職率は下がっていることから、一定の効果はあったといえる。助産師を対象とした集合研修を5回開催(参加者:延142名)し、新人助産師以外にも参加者の幅を持たせることで、より多くの助産師に研修の機会を提供することができ、助産師の資質及び実践力向上につながっている。

(2) 事業の効率性

日頃より様々な研修を主催し、ノウハウの蓄積のある鳥取県看護協会が本研修を実施することにより、より効率的で質の高い研修を実施することが可能である。

(令和元年度)

(1) 事業の有効性

新人助産師以外にも参加者の幅を持たせることで、より多くの助産師に研修の機会を提供することができ、助産師の資質及び実践力向上を図ることができた。

(2) 事業の効率性

日頃より様々な研修を主催し、ノウハウの蓄積のある鳥取県看護協会が本研修を実施することにより、より効率的で質の高い研修を実施することが可能である。

(令和2年度)

(1) 事業の有効性

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、研修会への参加者は36名に留まり、離職率の低下について目標達成しなかったものの、全国平均(11.5%)と比べれば低水準であり、一定の事業効果が認められる。

平成29年度から新人助産師以外にも参加者の幅を持たせており、より多くの助産師に研修の機会を提供することができ、助産師の資質及び実践力向上を図ることができている。

(2) 事業の効率性

日頃より様々な研修を主催し、ノウハウの蓄積のある鳥取県看護協会が本研修を実施することにより、より効率的で質の高い研修を実施することが可能である。

その他	
-----	--

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (4) 看護職員等の確保のための事業 等	
事業名	【25】認定看護師養成研修事業	【総事業費】 392 千円
事業の対象となる区域	県西部	
事業の期間	平成26年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	県内の認定看護師の増（10名程度）	
事業の達成状況	<p>(平成26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定看護師養成研修（認定看護教育課程（乳がん看護））を開催： H26. 9. 1～H27. 3. 9（122日間）、講師数52名 ○ 認定看護師養成研修の修了者：4名（4医療機関） <p>(平成27年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定看護師養成研修（認定看護教育課程（乳がん看護））を開催： H27. 9. 1～H28. 3. 7（121日間）、講師数43名 ○ 認定看護師養成研修の修了者：3名（3医療機関） <p>(令和元年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内就業看護職員数 9,954 人（H30） <p>(隔年調査のため、R1年度の数値は算出できない)</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>特定看護分野において、熟練した看護技術と専門知識を用いて看護を実践できる能力や、自らの実践力を自立的に向上させることができる能力を有する看護実践者の育成に寄与した。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>乳がん看護認定看護師教育課程は全国で2施設しか開講されていない中で、2014年度からは鳥取大学医学部附属病院キャリアアップセンターにて同講座を開講しているところ。これまで遠方でしか受講できなかった教育課程を地元で受講できることは、県内看護師にとり経済的、精神的な負担軽減に繋がっている。</p> <p>(令和元年度)</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>水準の高い看護実践が出来る認定看護師が育成され、県内の看護現場における看護の質の向上が図られた。</p>	

	(2) 事業の効率性 受講者本人の負担を軽減するため、受講の前年度に費用負担をする場合には前年度の補助対象としている。
その他	

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (4) 看護職員等の確保のための事業 等	
事業名	【26】看護職員研修充実に向けたシステム整備事業	【総事業費】 4,182 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	鳥取県看護協会及び同会米子事務所に接続するテレビ会議システムの整備による看護教育研修等の活性化	
事業の達成状況	(26年度) 県内2地区を基点とするテレビ会議システムを設置し、新人看護教育研修等に活用した。 (27年度) -	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 看護教育研修に必要な機器(テレビ会議システム)の整備により、より多くの看護師に対して研修の実施が可能となり、看護教育体制の充実・強化につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (4) 看護職員等の確保のための事業 等	
事業名	【27】看護職員の離職防止・復職支援事業	【総事業費】 4,111 千円
事業の対象となる区域	県東部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員の離職防止のための「こころの相談」窓口の設置（県東部区域及び県西部区域に1箇所ずつ） 潜在看護師の復職 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県東部地域では産業心理相談員による相談を1か所で、県西部地域では臨床心理士による1か所で行い、それぞれのべ15人、35人の面談を行った。 ○ 県西部地域では看護師の再就職支援セミナーを3回開催し、のべ10人が参加した。社会と医療の動向について解説し、注射採血など基本的な手技について再確認するとともに、胃瘻や褥瘡予防、医療機器の取り扱いについても体験した。 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>県東部地域では、月2回の決められた日に産業心理相談員が来所し、予約により相談者に合わせた時間設定で相談したことから、不安要素が解消されて業務のスキルアップにもつながっている。</p> <p>県西部地域では、新規採用者全員に対して面談し、管理職に対しても面談するなど、職場全体で問題解決を図る取り組みを行った。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県西部地域では電話相談も組み込むことで相談者が相談できる時間を幅広く確保するとともに、費用を抑えた。</p> <p>離職防止のセミナーは、病院の職員が講師を務めることで費用を必要な機器整備のみに止めた。</p>	
その他	相談体制の整備は離職防止に有効と考えられることから、翌年度の事業の実施にあたっては、より多くの医療機関での取り組みを進めていく。	

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (4) 看護職員等の確保のための事業 等	
事業名	【28】 看護師等養成所運営事業	【総事業費】 98,593 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	准看護師養成施設の教育内容の向上（各区域1箇所ずつ）	
事業の達成状況	（平成26年度） ○准看護師養成所 卒業生 71人（県内就業36人、進学35人） （平成27年度） ○准看護師養成所 卒業生 75人（県内就業46人、進学25人）	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 鳥取県内の准看護師養成所（3校）に、その運営費を補助することにより、看護師養成施設の安定的な運営に寄与し、看護職員の確保につながった。</p> <p>（2）事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (4) 看護職員等の確保のための事業 等	
事業名	【29】看護職員実習指導者養成講習会開催事業	【総事業費】 18,699 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	看護実習指導者の養成 (約60人)	
事業の達成状況	<p>実習指導者養成講習会受講者 47名 (H25年度から5名増) 年2回を開催し、そのうち1回を従来から各施設から要望のあった中部圏域での開催を実施。中部、西部圏域の受講者が増加。 H27年度に看護師養成校2校開設により、新規の実習施設となる施設から参加者があった。</p> <p>○年2回講習会開催を行い、40名が受講した。 ○また、実習指導者の資質向上を図るため、実習指導者フォローアップ研修(1日)を開催した。(参加者:41名)</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 県内でH27年度新たに看護師養成校設置となることを踏まえ、新たな実習施設を確保するためには実習指導者の確保は重要であり、講習会開催により実習指導者を養成することで、実習指導者としての確保はもとより、看護職員及び看護学生の資質の向上につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性 看護の専門教育を実施している看護協会へ委託したことで、企画・実施が円滑に実施でき、また内容も充実し質の高い人材育成が図れたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (4) 看護職員等の確保のための事業 等	
事業名	【30】看護教育実習環境改善施設設備整備事業	【総事業費】 15,710 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	受入れ施設の実習環境の改善、整備による看護師の確保	
事業の達成状況	(平成26年度) ○看護教育実習に必要な教材の購入：1箇所 (平成27年度) ○看護教育実習に必要な施設の整備：1箇所 ○看護教育実習に必要な教材等の購入：8箇所	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 患者サービスおよび医療の質の向上には、優秀な人材の採用はもとより、実習生受入れ時における教育と研修が非常に重要であるが、当事業によりこれら実習環境体制の整備が進みつつある。</p> <p>(2) 事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (4) 看護職員等の確保のための事業 等	
事業名	【31】看護教育教材整備事業	【総事業費】 37,985 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師等養成所における教育内容の向上 ・病院等における看護職員の教育内容の向上 	
事業の達成状況	<p>(平成26年度)</p> <p>○看護職員の養成に必要な図書・教材の購入：4施設</p> <p>(平成27年度)</p> <p>○看護職員の養成に必要な図書・教材の購入：5施設、2養成所</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>准看護師養成機関として授業に必要な備品のうち、不足していた備品の新規購入、及び老朽化した備品の更新を行うことが出来た。</p> <p>また、看護職員の実践能力養成に必要なシミュレーターの整備など、看護職員の質の向上を図るための体制整備が進んだ。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (4) 看護職員等の確保のための事業 等	
事業名	【32】看護職員募集支援事業	【総事業費】 1,428 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	県内医療機関で勤務する看護職員の増	
事業の達成状況	<p>○県東部地域の2病院で取り組み、1病院はパンフレットを作成して2日間・のべ3人で県外の看護師養成学校を訪問して説明を行った。(助成は県外施設分のみを対象とした)</p> <p>○1病院では、新聞広告や新聞の折り込みで看護師の募集を宣伝し、看護師の確保を図った。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 パンフレットを作成することが看護師養成学校を訪問するきっかけとなり、面会して直接説明することで、病院の看護の実態を伝えることができた。特に病院職員と就職担当の先生が顔の見える関係を築けたことで、先生から「安心して学生を送り出すことができる」との感想をいただき、今後の看護師確保に手応えを感じている。</p> <p>(2) 事業の効率性 広告の利用に際しては、媒体を比較してより費用対効果が高い手段を検討するなど、費用の抑制を図った。</p>	
その他	県外の看護師養成学校を直接訪問することで、各校での県内出身者の在籍状況や県内への就職検討状況を把握でき、就職の働きかけに有効だった。	

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (4) 看護職員等の確保のための事業 等	
事業名	【33】 看護師等養成所初度設備整備事業	【総事業費】 13,683 千円
事業の対象となる区域	県東部	
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	新しい看護職員養成施設（鳥取市医療看護専門学校）の開設（平成27年4月予定）	
事業の達成状況	(26年度) ○鳥取市医療看護専門学校開設（平成27年4月）	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 看護学校を開設するために必要な設備整備等を行い、新たな看護師養成所が開設された。</p> <p>(2) 事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (4) 看護師等養成所の確保のための事業 等	
事業名	【34】看護師等養成所施設・設備整備事業	【総事業費】 25,461 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	看護師等養成所の教育環境の改善による県内進学者の確保の促進	
事業の達成状況	<p>(平成26年度)</p> <p>○鳥取看護高等専修学校で生徒用椅子と教室照明を更新した。</p> <p>(平成27年度)</p> <p>○鳥取看護高等専修学校で男子更衣室の整備を行った。</p> <p>○倉吉看護高等専修学校で外壁塗装等の整備を行った。</p> <p>○鳥取看護高等専修学校で生徒用椅子、ワイヤレスアンプ・マイク、オーディオンスクリーンを更新した。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>鳥取看護高等専修学校の教育環境の改善が図られ、学生の確保に寄与した。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (4) 看護職員等の確保のための事業 等	
事業名	【35】看護師宿舎施設整備事業	【総事業費】 17,102 千円
事業の対象となる区域	県西部	
事業の期間	平成26年12月1日～平成28年8月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	看護師宿舎の個室整備による看護職員の定着促進(県西部区域に1箇所)	
事業の達成状況	事業者が事業を取り止めたため、未実施。 (26年度)－ (27年度)－	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 － (2) 事業の効率性 －	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (4) 看護職員等の確保のための事業 等	
事業名	【36】看護職員就労環境改善体制整備事業	【総事業費】 21,772 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	看護職員の就労環境の改善（県内5箇所）	
事業の達成状況	<p>○1病院でペースト食など嚥下等の障がいに対応した注入食を調整する部屋を整備した。</p> <p>○同じ病院で、利用者の安全確保と看護職員の負担軽減をはかるため、入浴に困難を抱える人に対応した機械浴室3室をすべて改修した。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>注入食の準備では、病棟ごとに用意していた注入食を施設整備された1か所で調整することで、衛生面での安全性を高めるとともに、看護職員の労力の軽減に繋がった。</p> <p>掘り込みの浴槽を廃止し、高い位置にある機械の浴槽に切り替えることで、溺れる危険性を減少させるとともに、腰痛防止など看護職員の負担軽減につながった。</p> <p>手すりを整備し、床材の変更を浴室だけでなく廊下も含めて行うことで転倒防止と転倒後の負傷防止をはかり、利用者の安全を確保するとともに看護職員の負担軽減となった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>集中して大規模改修を行うことで、費用の増嵩を抑えた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (4) 看護職員等の確保のための事業 等	
事業名	【37】 歯科衛生士・歯科技工士養成所施設・設備等 整備事業	【総事業費】 29,858 千円
事業の対象 となる区域	県東部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成29年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	歯科衛生士、歯科技工士養成施設の教育内容の充実	
事業の達成 状況	(平成26年度) ○教材の購入：1箇所 ○CAD/CAMを使用するの技工を行うための設備整備：1箇所 (平成27年度～平成28年度) ○歯科技工士養成施設の校舎の修繕：1箇所	
事業の有効 性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 歯科衛生士、歯科技工士養成施設の教育設備、教材購入等を支援することで、養成施設の教育内容の充実及び質の高い医療を提供できる歯科衛生士、歯科技工士の育成に寄与した。</p> <p>(2) 事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等	
事業名	【38】勤務環境改善支援センター運営事業	【総事業費】 13,368 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成31年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	勤務環境改善センターの設置（県内1箇所） （平成30年計画） ・病院勤務医師数 H29：1,137人→H30年度：1,164人 ・病院勤務看護職員数 H29：5,534人→H30年度：5,757人	
事業の達成状況	（平成26年度） ○鳥取県医療勤務環境改善支援センターを設置：1箇所 （平成27年度） ○セミナー開催、勤務環境改善モデル事業の実施等 （平成30年度） ○病院勤務医師数 H29：1,137人→H30年度：1,142人(H31.1) ○病院勤務看護職員数 H29：5,534人→H30年度：5,595人	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 鳥取県医療勤務環境改善支援センターを鳥取県医師会に設置し、県内の医療機関の勤務環境の状況を把握し、改善に結びつける体制が整った。</p> <p>(2) 事業の効率性 医師会、看護協会、病院協会、薬剤師会等医療従事者の関係機関の参画により、ある程度の事業効果を見込むことが出来る。</p> <p>（平成30年度）</p> <p>(1) 事業の有効性 病院勤務医師数については、既存医師数の減少により医師数が伸び悩んだことから、目標には到達しなかったが、奨学生の県内定着等により一定程度の増加が図られた。また、病院勤務常勤看護職員数についても目標を達成しなかったが、産休・育休代替等の非常勤職員も含めると6,047人（H30）が従事している。</p> <p>鳥取県医療勤務環境改善支援センターを鳥取県医師会に設置することで、県内の医療機関の勤務環境の状況を把握し、改善に結びつける体制が整った。PDCA サイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行う</p>	

	<p>医療機関への支援については、平成 30 年度における新規支援医療機関はなかったが、継続的に取り組んでいる 3 病院に対して支援し、WLB に関する取り組み（計画的年次有給休暇取得、業務マニュアルの作成）が院内全職種への拡大、有給休暇取得率が 40% 台から 53% へ増加するなど、勤務環境改善につながっている。また、直接支援に入っていない医療機関についても、トップマネジメント研修会や働き方改革関連法案説明会に（約半数の病院）管理職が参加するなど、勤務環境改善への意識が高まりつつあり、一定の成果がみられる。</p> <p>「病院勤務医師数」については、若手医師確保の取り組みとして、平成 30 年度から開始した、高校生、医学生及び研修生対象に、県内医療情報・勤務情報等を提供する「ドクターNavi」や、奨学生に対して高学年時から繰り返し地域医療への貢献に対する理解について個別面談による意識付けを行うことで、病院勤務医師数の増加を図る。また、既存医師数の将来推計を加味することにより、当該事業の効果検証がより効果的に行えるよう目標値の見直しを行っていく。</p> <p>「病院勤務看護職員数」については、病院における看護職員の需要と目標値との間に乖離が生じていることから、病院の令和元年度に策定予定の看護職員需給推計に基づき、目標値について実態に即した見直しを行っていく。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>医師会、看護協会、病院協会、薬剤師会等医療従事者の関係機関の参画により、事業の周知にも協力が得られるなど、効率的に事業を実施している。また、委託内容を精査することで、経費を削減に努めている。</p>
その他	

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等	
事業名	【39】病院内保育所運営事業	【総事業費】 20,434 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	子育て中の看護職員や女性医師が安心して働くことができる環境の確保 (県内7箇所)	
事業の達成状況	(平成26年度) ○県内5病院が院内保育所運営事業を実施した。 (平成27年度) ○県内6病院が院内保育所運営事業を実施した。	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 病院内保育所の運営費（保育士等人件費）に対し補助を行うことにより、医療従事者の離職防止及び再就業を促進した。 (2) 事業の効率性 病院内保育所の運営にあたっては、民間事業者へ外部委託を行うなどし、効率的な運営を行っている。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等	
事業名	【40】病児・病後児等保育施設設備整備・運営事業	【総事業費】 11,439 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	病児・病後児保育の環境整備による医療従事者の離職防止の推進	
事業の達成状況	(平成26年度) ○鳥取大学医学部附属病院が病児・病後児等保育施設の運営を実施した。 ○博愛病院が病児・病後児保育施設の設備整備を実施した。 (平成27年度) ○博愛病院が病児・病後児保育施設の施設整備を実施した。	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 院内の病児・病後児保育施設の運営費及び設備整備費を補助することにより、医療従事者の離職防止及び再就業を促進した。 (2) 事業の効率性 病児・病後児保育施設の運営にあたっては、民間事業者へ外部委託を行うなどし、効率的な運営を行っている。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等	
事業名	【41】医療機関の電子カルテシステム導入促進事業	【総事業費】 596,836 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成30年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	電子カルテシステム若しくは部門システムの導入又は改修による医療従事者の負担軽減	
事業の達成状況	(平成26年度) 電子カルテの部門システムとして医療用画像データマネジメントシステムを導入(2箇所) (平成27年度) 電子カルテの部門システムとして放射線動画システム等を導入(6箇所) (平成28年度) 電子カルテシステムの更新整備等(8箇所) (平成29年度) 電子カルテシステムの更新整備(1箇所) ※28年度繰越分	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 電子カルテシステムの導入等により、医療従事者間の情報共有化による医療の質の向上及び、業務の省力化、効率化につながった。 (2) 事業の効率性 事業執行に当たって、調達方法等について記載した留意事項を事業者配布し、調達コストの低下に努めている。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等	
事業名	【42】医師等環境改善事業	【総事業費】 46,270 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	医師、看護師の負担軽減による勤務環境の改善	
事業の達成状況	(平成26年度) ・医療クラークの雇用：14人 (平成27年度) ・医療クラークの雇用：24人	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 医師、看護師の業務サポートを行う医療クラークの人員の増加により、医療従事者の業務省力化、効率化、並びに勤務環境改善につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等	
事業名	【43】看護職員労働環境改善事業	【総事業費】 86,958 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	看護職員の負担軽減、労働環境の改善（県内6箇所）	
事業の達成状況	○東部地区1施設、中部地区1施設、西部地区4施設の計6施設でのべ61台の新しい電動ベッドを導入し、手動ベッドから電動ベッドへの切り替えはかった。 ○併せて、必要に応じてベッドサイドリフトなど、所要の整備を行った。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 新しい電動ベッドの導入により、リモコン操作が可能となることから、ベッドの操作にかかる労力が格段に軽減された。 新しいベッドサイドレールの導入で指や衣類がはさまる可能性が減り、利用者の健康に資するとともに、看護師の精神的な負担軽減につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性 助成の活用することでまとまった数の電動ベッドを導入するきっかけとなり、1台当たりの単価を下げる事が期待できる。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等	
事業名	【44】産科医等確保支援事業	【総事業費】 112,392千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	分娩手当等の支給による産科医等の確保（県内10箇所） （平成30年計画） ○手当支給施設の産科・産婦人科医師数 48名(H29)→50名(H30) ○分娩1000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数： 20.0（H29）→21.0（H30）	
事業の達成状況	（平成26年度） ○分娩手当支給件数（助産師）：2,530件 ○分娩手当支給件数（医師）：1,963件 （平成27年度） ○分娩手当支給件数（助産師）：2,409件 ○分娩手当支給件数（医師）：2,886件 （平成30年度） ○手当支給施設の産科・産婦人科医師数 48名(H29)→46名(H30) ○分娩1000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数： 20.0（H29）→20.8（H30）	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 県内10箇所の産科医療機関において分娩手当の支給を支援し、医師、助産師の確保につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p> <p>（平成30年度）</p> <p>(1) 事業の有効性 手当支給施設が減少したことに伴い手当支給施設の産科・産婦人科医師数医師数も減少したため、目標に到達できなかったが、12施設への補助を行うことで、産科医等の処遇改善に寄与している。また、「分娩1000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数」については、20.8で目標（21.0）には到達しなかったが、概ね目標どおり増加しており、一定</p>	

	<p>の成果がみられる。</p> <p>該当医療機関に制度周知を図り、多くの施設に産科医等の医師の処遇改善に活用いただくことで、目標達成を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業者へのヒアリング、補助内容を精査することにより経費削減に努めている。</p>
その他	

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等	
事業名	【45】助産師待機手当支援事業	【総事業費】 12,126 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	助産師及び分娩に係る業務に従事する看護師の処遇改善による周産期医療体制の確保 (平成30年計画) 分娩を取り扱う産科医療機関数の維持：21 施設(H29)→21 施設(H30)	
事業の達成状況	(平成26年度) 助産師待機手当支給件数：1, 667件 (平成27年度) 助産師待機手当支給件数：1, 411件 (平成30年度) 分娩を取り扱う産科医療機関数の維持：21 施設(H29)→21 施設(H30)	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 県内6箇所の産科医療機関において助産師待機手当の支給を支援し、助産師、看護師の処遇改善等につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。 (平成30年度)</p> <p>(1) 事業の有効性 分娩を取り扱う産科医療機関数を維持できており目標を達成した。分娩に関しては、24時間体制で勤務を行うことが必須であり、待機が必要となる。周産期医療の確保に向け、勤務時間外に拘束される待機に対して、待機手当の支給を補助することにより助産師、看護師の処遇改善に寄与している。</p> <p>(2) 事業の効率性 事業者へのヒアリング、補助内容を精査することにより経費削減に努めている。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等	
事業名	【46】帝王切開術待機医師確保事業	【総事業費】 1,150 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	分娩を扱う有床診療所等においてより一層の安全を担保する上での帝王切開術待機医師、麻酔科医師の確保	
事業の達成状況	(平成26年度) ○帝王切開術実施件数：103件 (平成27年度) ○帝王切開術支援手当支給件数：146件	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 帝王切開手術103件について、帝王切開手術のために待機する医師に対する報償費の補助を実施することで、帝王切開手術の待機を行う医師の確保につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等	
事業名	【47】救急勤務医支援事業	【総事業費】 17,872 千円
事業の対象となる区域	県西部	
事業の期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	西部区域における救急医の処遇改善による二次救急医療体制の確保	
事業の達成状況	(平成26年度) ○救急勤務医手当支給件数：1,616件 (平成27年度) ○救急勤務医手当支給件数：1,619件	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 休日・夜間に救急対応する救急医に対して支払われる救急勤務医手当を補助することで、処遇改善及び人材確保につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等	
事業名	【48】 新生児医療担当医確保支援事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	新生児医療担当医の処遇改善による周産期医療体制の確保	
事業の達成状況	(平成26年度) ・補助制度を活用する予定であった事業者が事業を取り止めたため、未実施。 (平成27年度) ・NICUにおける新生児取扱件数：117件	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 新生児医療担当医の処遇改善を図ることにより、小児科医の確保の一助となった。 (2) 事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等	
事業名	【49】訪問看護師待機手当支援事業	【総事業費】 18,977 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年12月19日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	看護師の処遇改善による県内の訪問看護の実施体制の強化	
事業の達成状況	(平成26年度) 訪問看護ステーション8事業所(看護職員32名)が待機手当を支給 (平成27年度) 訪問看護ステーション20事業所(看護職員103名)が待機手当を支給 (平成28年度) 訪問看護ステーション26事業所(看護職員109名)が待機手当を支給	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 事業所の待機手当の補助により訪問看護師の処遇改善が図れ、訪問看護師のモチベーションを維持し、365日24時間対応体制がとれる訪問看護ステーションの維持のための訪問看護師の確保に寄与した。</p> <p>(2) 事業の効率性 訪問看護ステーションの運営を病院が行っている施設もあり、申請・実績報告に関する業務がスムーズに出来た施設もみられた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等	
事業名	【50】小児救急医療支援事業	【総事業費】 6,258千円
事業の対象となる区域	県西部	
事業の期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	県西部区域における小児救急病院群輪番制の確保	
事業の達成状況	(平成26年度) 休日の小児救急医療体制の確保：68日 夜間の小児救急医療体制の確保：50日 (平成27年度) 休日の小児救急医療体制の確保：69日 夜間の小児救急医療体制の確保：51日	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 輪番制方式による休日・夜間の小児救急患者の受け入れ体制の維持等に必要な費用を補助することで、小児救急患者受け入れ体制の確保につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業 (5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等	
事業名	【51】小児救急電話相談事業	【総事業費】 7,535 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	休日、夜間における小児救急医療担当医の負担軽減	
事業の達成状況	小児救急電話相談体制を確保した。 H26年度相談件数：3,340件 H27年度相談件数：3,807件	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 小児患者の保護者向けの電話相談を行うことで、地域の小児科医の負担軽減及び休日、夜間小児救急医療体制の強化につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する基金交付手続き迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		